

第38回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議次第

日時：2022年4月28日（木）

午前11時00分から正午まで

場所：愛知県庁本庁舎 2階 講堂

1 挨拶

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症対策について

(2) その他

【配付資料一覧】

資料1：「厳重警戒」での感染防止対策 大型連休を迎えるにあたって感染拡大を防止するための県民・事業者の皆様へのメッセージ

資料2：「厳重警戒」での感染防止対策の主な追加・変更

資料3：「厳重警戒」での感染防止対策 第6波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

参考資料1：愛知県の新型コロナウイルス感染症の状況

参考資料2：PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

参考資料3：大型連休期間中における抗原定性検査無料検査所（名古屋駅・金山駅・豊橋駅）の設置について

参考資料4：大型連休における発熱患者等への医療提供体制等について

参考資料5-1：ワクチン大規模集団接種会場における3回目接種の予約なし接種の実施について

参考資料5-2：大規模集団接種会場における接種実績

参考資料6-1：愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）

参考資料6-2：愛知県のワクチン接種の状況（小児接種）

参考資料7：新型コロナワクチン接種後の副反応等の症状により医療機関で治療を受けた方へ県独自に見舞金を支給します

参考資料8：「あいち旅eマネーキャンペーン」及び「LOVEあいちキャンペーン」の実施について

第 38 回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(順不同、敬称略)

《有識者・関係団体》

所 属	職 名	氏 名
医療専門部会 (国立病院機構 名古屋医療センター)	部会長 (院 長)	はせがわ よしのり 長谷川 好規
愛知県医師会	会 長	ませき みつあき 柵木 充明
愛知県病院協会	会 長	いとう しんいち 伊藤 伸一
名古屋商工会議所	専務理事	うちだ よしひこ 内田 吉彦
一般社団法人 中部経済連合会	専務理事	おがわ まさき 小川 正樹
愛知県経営者協会	専務理事	いわはら あきひこ 岩原 明彦
日本労働組合総連合会 愛知県連合会	会長	かち ようじ 可知 洋二
愛知県市長会	事務局長	あいづ はるひろ 相津 晴洋
愛知県町村会	事務局長	うさみ ひろし 宇佐見 比呂志
名古屋市保健所	医監 (保健所長)	まつばら ふみお 松原 史朗
豊橋市保健所	所長	むい かよ 撫井 賀代 <small>あらい てつや (代理出席：感染症対策室長 新井 哲也)</small>
岡崎市保健所	所長	かたおか ひろき 片岡 博喜
一宮市保健所	所長	こやす はるき 子安 春樹
豊田市保健所	所長	たけうち きよみ 竹内 清美

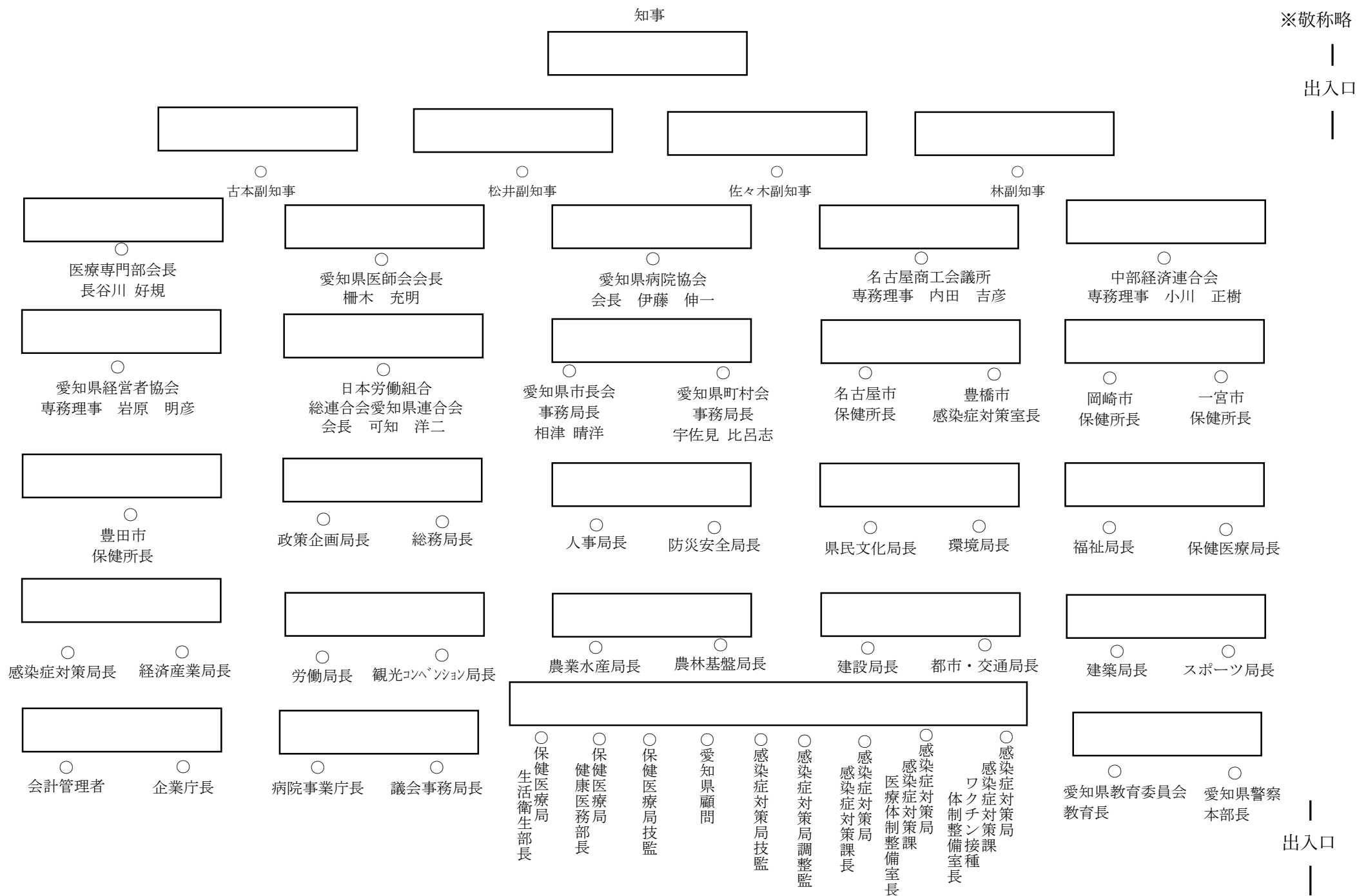
第38回愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 配席図

日時：2022年4月28日（木）

午前11時から正午まで

場所：愛知県庁本庁舎2階 講堂

※敬称略



「嚴重警戒」での感染防止対策

大型連休を迎えるにあたって 感染拡大を防止するための 県民・事業者の皆様へのメッセージ

愛知県では、3月22日から『「嚴重警戒」での感染防止対策』により、感染拡大の抑制に取り組んでまいりました。

しかしながら、愛知県内における新型コロナウイルスの新規陽性者数は、減少傾向にありつつも高止まりであり、病床使用率は、下げ止まりとなっております。

また、本県では感染力の強いオミクロン株のBA.2系統への置き換わりも進んでおります。

こうした状況の中で、明日から大型連休を迎えますが、今年度は、3年ぶりに移動等の規制のない連休となることから、多くの人出が予想されます。

県民・事業者の皆様には、改めて、帰省や旅行などの外出やイベントへ参加の際に、基本的な感染防止対策の徹底とワクチン接種の検討をお願いします。

「PCR等検査無料化事業」では、県内497か所の登録検査所に加え、大型連休期間中に名古屋駅、金山駅、豊橋駅に臨時で検査所を設けますので、移動による感染拡大を防止するため、出発前に無料検査所をご利用いただきたいと思います。

また、愛知県医師会及び地区医師会等の協力により、大型連休中も、発熱症状のある方が診療・検査を受けられる体制を整えます。

オール愛知一丸となって、この第6波を克服し、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、皆様一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。

- 1 実施区域 愛知県全域
- 2 実施期間 4月28日（木）～
- 3 要請事項 別紙『「嚴重警戒」での感染防止対策』にご協力をお願いします。

2022年4月28日

愛知県知事 大村 秀章

「厳重警戒」での感染防止対策の主な追加・変更

○実施区域

愛知県全域

○実施期間

3月22日(火)～

今回変更:4月28日(木)～

(県民・事業者の皆様への)

Ⅲ.その他のお願い (変更)

○3月・4月に行われる行事等での対策



○大型連休における感染防止に向けた取組強化

- ・県をまたいだり、長距離・長時間の移動を含む外出、イベントへの参加の際は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先等での感染リスクの高い行動は控え、特に、帰省等で高齢者や基礎疾患を有する方と会う場合は感染防止対策を徹底
- ・必要に応じて出発前のPCR等検査受検の検討をお願い
- ・会食はマスク会食・黙食の徹底、あいスタ認証店舗を利用し、バーベキュー、宴会などによる大人数・長時間の飲食は避ける
- ・全ての施設で感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドライン遵守の徹底
- ・接種可能な皆様にワクチン接種検討をお願い
- ・体調が悪い場合は外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診

Ⅳ. 県の取組 (追加)

- ・大規模集団接種会場で予約なし接種を実施
- ・ワクチン接種後の副反応等について、24時間対応可能なコールセンターを開設するほか、県内11か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置
- ・県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度を創設

「**嚴重警戒**」での**感染防止対策**

第6波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 3月22日(火)～

今回変更：**4月28日(木)～**

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用（不織布マスクを推奨。以下同じ。）など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・

安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。

- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介

助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合

は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。また、イベント会場との直行・直帰をお願いします。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 3月・4月に行われる行事等での対策

- 卒業式、入学式、入社式等の行事については、感染防止を徹底するとともに、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討してください。特に、大学の卒業式・入学式など、より多くの人が集まる行事は、より慎重な対策の上で適切な開催の在り方を判断してください。
- 歓送迎会、新歓コンパ、謝恩会、花見、卒業パーティー、追い出しコンパ、仕事の打ち上げなどによる、大人数・長時間の飲食は避けてください。
- 卒業旅行や友人との旅行、春休みの旅行は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えましょう。
- 花見、春祭りなど、多数の人が集まる「季節の行事」については、人と人の距離の確保・マスクの着用・手指衛生・大声での会話の自粛など「基本的な感染防止対策」の徹底をお願いします。

⑬ 大型連休における感染防止に向けた取組強化

- 帰省や旅行など、県をまたいだり、長距離・長時間の移動を含む外出、イベントへの参加の際には、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先等での感染リスクの高い行動は控えてください。特に帰省等で、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合は、家庭内であってもマスクの着用や換気を行い、短時間と

するなど感染防止対策の徹底をお願いします。

また、必要に応じて、出発前のPCR等検査の受検についても検討をお願いします。

○会食の際は、マスク会食・黙食の徹底、あいスタ認証店舗の利用をお願いします。また、バーベキュー、宴会などによる、大人数・長時間の飲食を避けてください。

○全ての施設では、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を特にお願いします。

○ファイザー製・モデルナ製いずれのワクチンでも、追加接種により発症予防効果が再び上昇し、重症化予防効果も維持されます。現在、現役世代や若年層をはじめとする一般向けの追加接種や希望する小児へのワクチン接種も進んでいます。接種可能な皆様には接種の検討をお願いします。

○発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

⑬ 学校等での対応

○学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いします。

○「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

○臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

○修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いします。

○大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。
- 発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。
- 「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するようお願いします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。
- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての

医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。

- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、医療従事者や高齢者施設等の入所者、看護学生や医学部生、警察・消防職員、自衛隊員、保育士・幼稚園教諭等に対する接種券なしの接種を積極的に進め、3回目接種を加速します。県の大規模集団接種会場では、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。
- また、6か所の大規模集団接種会場において接種を進め、3回目接種の加速化を図ります。
- 小児接種については、市町村での接種に加え、県が設ける大規模集団接種会場4会場県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を実施しており、精力的に実施しています。接種後の副反応への不安を解消するべく、副反応に関する相談体制を確保しています。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等の広報媒体を用いてを通じて、正しい情報の周知に努めていきます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様に安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度を創設し、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組みます。

- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表2 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>*大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>*大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>*飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>*適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底</p> <p>*室温が下らない範囲での常時窓開け可。</p> <p>*屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>*必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>
④来場者間の密集回避	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施</p> <p>□休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築</p> <p>*入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。</p> <p>□大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保</p> <p>*「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
⑤飲食の制限	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底</p> <p>□食事中以外のマスク着用の推奨</p> <p>□長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛</p> <p>*発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。</p> <p>□自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>
⑥出演者等の感染対策	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する</p> <p>*体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する</p> <p>*練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）</p>
⑦参加者の把握・管理等	<p>□チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。</p> <p>*原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止</p> <p>*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</p> <p>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		中小・小規模企業対策全体
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

「**嚴重警戒**」での**感染防止対策**

第6波の終息に向け 県民・事業者の皆様へのお願い

実施区域：愛知県全域

実施期間：2022年 3月22日(火)～

今回変更：4月28日(木)～

全般的な方針

- 国の基本的対処方針を踏まえ、基本的感染防止対策の徹底、テレワークの推進、イベント開催制限等の取組を推進します。

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

- 混雑した場所や感染リスクが高い場所は、避けて行動してください。

② 県をまたぐ移動の注意点

- 帰省や旅行等、県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動は控えてください。

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- 重症化しやすい高齢者、基礎疾患のある方々、妊婦の皆さんが感染しないよう、人と人との距離の確保やマスク着用（不織布マスクを推奨。以下同じ。）など、基本的な感染防止対策の徹底などの配慮をお願いします。
- これらの方々も、感染リスクの高い施設の利用を避け、いつも会う人と少人数で会う等、感染防止対策の徹底をお願いします。

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- 「感染しない、感染させない」を徹底してください。
- 特に、若い世代の方々は、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 会食・飲食する際は、同一グループで同一テーブルに4人までを目安に（介助や介護を要する場合は除く）、黙食を基本とし、飲食する時だけマスクを外し、会話の際には「マスク会食」を徹底してください。また、「大声で騒ぐこと」は、飛まつ感染につながるため、やめていただくようお願いします。
- 「ニューあいちスタンダード認証店（以下「あいスタ認証店」という。）や「安全・

安心宣言施設」のステッカー掲載店で、感染防止対策が徹底されている店を利用してください。

- ワクチン接種を終えた方も含めて、日頃から、「三つの密」が発生する場所を避け、大人数や長時間におよぶ飲食など別図1「感染リスクが高まる5つの場面」では、マスクの着用、手指消毒等、基本的な感染防止対策を徹底してください。
- タクシーやバス・電車等の公共交通機関では、常にマスクを着用し、大声での会話は控えてください。
- 適切な温度・湿度等を保ちつつ、十分な換気を行ってください。
- 家庭内においても、室内を定期的に換気し、こまめに手洗いを行っていただくとともに、子供の感染防止策を徹底してください。
- 発熱等の症状が出たときは、まずは、かかりつけ医等の地域の医療機関や、保健所に設置された「受診・相談センター」等に電話相談の上、県が指定した「診療・検査医療機関」を受診してください。
- 無症状でも感染の不安がある場合は、PCR等検査を受けてください。
- 接触確認アプリCOCOAを、県民・事業者の皆様、オール愛知で活用し、検査の受診など保健所の早期サポートにつなげてください。

II. 事業者の皆様へのお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- 引き続き、これまでと同様の感染防止対策の徹底をお願いします。
 - (1) 従業員への検査勧奨
 - (2) 入場者の感染防止のための整理・誘導
 - (3) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - (4) 手指の消毒設備の設置
 - (5) 事業を行う場所の消毒
 - (6) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
 - (7) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（すでに入場している者の退場を含む）
 - (8) 施設の換気
 - (9) アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保
 - (10) 同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人までを目安(介

助や介護を要する場合は除く)

※「あいスタ認証店」において、ワクチン・検査パッケージ制度の適用による人数制限の緩和は行わない。

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- 飲食店では、二酸化炭素濃度測定器を使った店内の換気状態の確認や、会話の声が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど、別表1の対策をお願いします。
- 全ての施設で、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインや県の感染防止対策リストの遵守の徹底を強くお願いします。
- 事業者は、「あいスタ認証店」や「安全・安心宣言施設」のステッカーを掲示し、利用者に施設の安全性と感染防止対策への協力を呼び掛けてください。

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

- 「別添」の事業継続が求められる事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、感染者や濃厚接触者が発生し、欠勤者が多く発生する場合においても、事業の特性を踏まえ、業務の継続をお願いします。

⑧ テレワークの推進等

- 事業者は、接触機会の低減に向け、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務の推進をお願いします。また、テレワークの活用等による出勤者数削減の実施状況を自ら積極的に公表し、取組を推進するようお願いします。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の「三つの密」を防ぐ取組の徹底をお願いします。

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

- 職場・寮での手指消毒、マスク着用、職員同士の距離確保、換気の励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動などの感染防止対策を徹底してください。
- 特に、休憩室、更衣室、喫煙室等、職場での「居場所の切り替わり」に注意するよう周知してください。
- 従業員に、基本的な感染防止対策の徹底を呼び掛けていただくようお願いします。

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

- 感染爆発に起因する従業員の療養等により、事業活動の低下が懸念されます。あらゆる事業所において、事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合

は早急に策定をお願いします。

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

ア. 事業者におけるイベントの開催制限

- 事業者に対する、法第24条第9項に基づくイベントの開催制限は、別表2の基準に制限するとともに、業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いします。
- あわせて、参加者に対するイベント前後の「三つの密」を回避するための方策の徹底をお願いします。

イ. 参加者へのお願い

- イベントに参加する場合は、人との距離確保、マスク着用、大声で会話や過度な飲酒を控えるなど、感染防止対策を徹底し、対策がとれない場合は、参加を自粛してください。また、イベント会場との直行・直帰をお願いします。

※特に、大規模なイベントを開催する際には、事業者は、人数上限やエリア内の行動管理など、適切な感染防止対策を徹底するとともに、参加者は、自覚をもって、感染防止対策を自ら徹底するようお願いします。

⑫ 大型連休における感染防止に向けた取組強化

- 帰省や旅行など、県をまたいだり、長距離・長時間の移動を含む外出、イベントへの参加の際には、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、移動先等での感染リスクの高い行動は控えてください。特に帰省等で、高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合は、家庭内であってもマスクの着用や換気を行い、短時間とするなど感染防止対策の徹底をお願いします。

また、必要に応じて、出発前のPCR等検査の受検についても検討をお願いします。

- 会食の際は、マスク会食・黙食の徹底、あいスタ認証店舗の利用をお願いします。また、バーベキュー、宴会などによる、大人数・長時間の飲食を避けてください。
- 全ての施設では、感染防止対策を自己点検の上、業種別ガイドラインの遵守の徹底を特にお願いします。
- ファイザー製・モデルナ製いずれのワクチンでも、追加接種により発症予防効果が再び上昇し、重症化予防効果も維持されます。現在、現役世代や若年層をはじめとする一般向けの追加接種や希望する小児へのワクチン接種も進んでいます。接種可能な皆様には接種の検討をお願いします。

○発熱・咳など少しでも体調が悪い場合は、外出・移動を控え、医療機関に電話した上で、すぐに受診しましょう。

⑬ 学校等での対応

○学校においては、健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）、手洗い・換気・マスク着用、オンライン学習の活用、食事中的会話禁止（会話は食事後にマスクを着けてから）等の感染防止対策を徹底して、教育活動の継続をお願いします。

○特に、発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるようお願いいたします。

○「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」(※)は、地域の感染状況に応じて、慎重に再開を検討するようお願いいたします。

※（近距離で活動する）理科の実験や観察、美術の共同制作等、長時間対面形式となるグループワーク等及び一斉に大きな声で話す活動、合唱及び管楽器演奏、調理実習、密集する運動、組み合ったり接触したりする運動

○臨時休業等で登校できない場合は、可能な限りオンラインによる学習支援をお願いします。

○寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底をお願いします。

○家庭においても、規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）をお願いします。

○修学旅行等の校外行事の実施については、旅行先の感染状況を確認し、感染防止対策を徹底した上で慎重に判断するようお願いいたします。

○大学等においても適切な対応をお願いします。

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

○保育所等が果たす社会的機能を維持するため原則開所をお願いします。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するようお願いします。

○発熱等の症状がある児童の登園自粛を徹底するようお願いします。

○「保育所における感染症対策ガイドライン」等を踏まえた対応を基本としつつ、感染リスクが高い活動を避けるとともに、児童をできるだけ少人数のグループに分割するなど、感染を広げない形での保育を行うようお願いします。

○保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛するようお願いします。

○発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可

能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨めるようお願いします。ただし、2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応するようお願いします。マスクを着用する場合には、息苦しくないか、嘔吐していないかなどの子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はありません。さらに、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いすることにならないよう、現場に対して留意点を丁寧に周知し、適切な運用をお願いします。

- 発熱等の症状がある職員の休暇取得の徹底、職員に対する早期のワクチンの3回目接種を行うようお願いします。
- なお、放課後児童クラブ等においても同様の取扱をお願いします。

⑮ 高齢者施設等での対応

- 「高齢者を守る8つのポイント」を遵守し、感染防止対策の徹底をお願いします。さらに、集団感染を防ぐため、施設職員を対象とするスクリーニング検査の積極的な受検をお願いします。
- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、発熱した従業員の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底してください。
- 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討してください。通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底してください。

IV. 県の取組

- 災害医療の専門家で構成する医療体制緊急確保チームを中心に、県内全ての医療機関と協力し、引き続き、検査体制及び医療提供体制の更なる強化と維持に全力をあげます。
- 体調が悪化した自宅療養者等が速やかに必要な医療が受けられる体制を確保します。
- 健康上の理由等によるワクチン未接種の方や感染不安を感じる無症状の方が無料でPCR等検査を身近で受けられるよう、登録検査所を増加させます。
- 新型コロナワクチンの3回目接種については、国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望する全ての対象の方に円滑に接種を進めます。実施にあたっては、本県独自の取組により、3回目接種の対象者全ての接種間隔を6か月に前倒すとともに、県の大規模集団接種会場では、予約なし接種も実施し、気軽にワクチン接種を受けていただける機会を提供します。

- 小児接種については、市町村での接種に加え、県の4か所の大規模集団接種会場においても、接種を精力的に実施しています。お子様と保護者の方に安心して接種を受けていただけるよう、引き続き、チラシ、Web ページ等を通じて、正しい情報の周知に努めます。
- ワクチン接種後の副反応等については、24 時間対応可能なコールセンターを開設し、看護師等が相談に応じるほか、県内 11 か所の医療機関に副反応の相談窓口を設置し、専門的な医療の提供を行います。
- 県民の皆様安心してワクチン接種を受けていただける環境を整えるため、県独自の「新型コロナワクチン副反応等見舞金」制度を創設し、接種後の副反応等の治療に要した医療費等の経済的負担の軽減を図ります。
- 重症化リスクの高い高齢者施設等の入所者を守り、施設内感染を防ぐため、県内全域で、高齢者施設等職員へのスクリーニング検査を実施します。
- 感染防止対策の継続により影響を受ける県民・事業者の皆様に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努めるとともに、相談体制として、「別表 3」の相談窓口やコールセンターにより、様々な問合せや相談に対応します。
- 飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及に取り組めます。
- 県機関においても、テレワーク、ローテーション勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を進めます。
- 感染防止対策の実施に際しては、国、医療機関、市町村等関係機関、団体はもとより、岐阜県・三重県と連携して取組を進めます。

別図1

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、感覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



(出典) 新型コロナウイルス感染症対策分科会資料

別表1

緊急事態宣言解除後地域における当面の間の飲食業の在り方

I. 【店内換気】二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準（目安1,000ppm）を超えないように換気や収容人数を調整する。なお、二酸化炭素濃度が一定水準を超えた場合に自動的に換気が行われる技術を導入する方法もありうる。

II. 【間隔確保】①同一グループ内の人と人との間隔、及び、②他のグループとのテーブル間の距離、を一定以上（目安1～2m）に確保する。なお、距離の確保が困難な場合には、飛沫の飛散防止に有効な遮蔽板（アクリル板等）等を設置するなど工夫する。

III. 【大声】店内で会話の音が大きくなるようBGMの音量を最小限にするなど工夫する。

IV. 【その他】①席の近くに消毒液を設置。②店舗入口等の掲示にて食事中以外のマスク着用及び体調不良者の入店お断りをお願い。③体調の悪い人がキャンセルできるような方針を業界団体で検討。

2021年2月25日新型コロナウイルス感染症対策分科会資料から抜粋

別表2 イベントの開催制限

	収容率	人数上限	営業時間短縮
「感染防止安全計画」を策定し、県がその内容を確認したイベント(注1)	100%(注2)	収容定員まで	なし
その他のイベント(注3)	大声なし:100% 大声あり:50%	5,000人 又は 収容定員50% のいずれか大きい方	

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用。「感染防止安全計画」の詳細は、国からの通知に基づき運用。

(注2)感染防止安全計画策定イベントは、「大声なし」であることが必須。

(注3)収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

また、別に示すチェックリストにより、感染防止策への対応状況を確認し、そのチェックリストをイベント主催者等がWebページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

※催物開催に当たっては、別紙「イベントの開催時の必要な感染防止策」に留意すること。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □ 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな音量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	<ul style="list-style-type: none"> □ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底 * 室温が下らない範囲での常時窓開け可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> □ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □ 休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> □ 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □ 食事中以外のマスク着用の推奨 □ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □ 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> □ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する * 体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 □ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する * 練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 □ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等、必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> □ チケット購入時又は接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 * 原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 □ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 * チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 □ 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

2021年11月19日 国・事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」から抜粋

別表3 新型コロナウイルス感染症関連の主な相談窓口

① 新型コロナウイルス感染症に関する各種相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県・新型コロナウイルス感染症「県民相談総合窓口(コールセンター)」	052-954-7453	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	
愛知県感染防止対策協力金専用(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)コールセンター	052-228-7310	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(飲食店営業時間短縮要請枠・カラオケ設備利用自粛要請枠)に関する事
愛知県感染防止対策協力金専用(大規模施設等営業時間短縮要請枠)コールセンター	0120-263-225 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県感染防止対策協力金(大規模施設等営業時間短縮要請枠)に関する事
愛知県中小企業者等応援金専用コールセンター	0120-100-476 (フリーダイヤル)	午前9時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	愛知県中小企業者等応援金に関する事
あいスタ認証コールセンター	052-977-3655	午前10時～午後5時 (土、日、祝日を含む毎日)	あいスタ認証の申請手続き、審査基準、ワクチン・検査パッケージ制度適用登録に関する事

② 新型コロナワクチンに関する電話相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
厚生労働省新型コロナワクチンコールセンター	0120-761770 (フリーダイヤル)	午前9時～午後9時 (土・祝日も実施)	

③ 中小・小規模企業総合相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
産業政策課	052-954-6330	平日 午前8時45分～午後5時30分	中小・小規模企業対策全体
中小企業金融課	052-954-6333		中小・小規模企業金融支援策
産業人材育成課	052-954-6365		中小・小規模企業人材支援策
産業人材育成支援センター	052-954-6717		
尾張県民事務所産業労働課	052-961-7211(代表)		中小・小規模企業対策全体
海部県民事務所産業労働課	0567-24-2111(代表)		
知多県民事務所産業労働課	0569-21-8111(代表)		
西三河県民事務所産業労働課	0564-23-1211(代表)		
豊田加茂産業労働・山村振興グループ	0565-32-7498		
東三河総局企画調整部産業労働課	0532-54-5111(代表)		
新城設楽振興事務所山村振興課産業労働グループ	0536-23-2111(代表)		
あいち産業科学技術総合センター	0561-76-8301		中小・小規模企業技術指導
産業技術センター	0566-24-1841		中小・小規模企業技術指導全般に関する事
常滑窯業試験場	0569-35-5151		
三河窯業試験場	0566-41-0410		中小・小規模企業技術指導のうち窯業に関する事
瀬戸窯業試験場	0561-21-2116		
食品工業技術センター	052-325-8091		中小・小規模企業技術指導のうち食品工業に関する事
尾張繊維技術センター	0586-45-7871		中小・小規模企業技術指導のうち繊維工業に関する事
三河繊維技術センター	0533-59-7333		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3071		
愛知県信用保証協会		各相談窓口の業務時間内	中小・小規模企業金融支援策
総合相談窓口	0120-454-754		
西三河支店	0564-25-2430		
東三河支店	0532-57-5611		
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811		中小・小規模企業対策全体
各商工会議所及び各商工会	-		中小・小規模企業対策全体

④ 学校に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
義務教育課 教科指導・人権教育グループ	052-954-6799	平日 午前8時45分～午後5時30分	小・中学校、義務教育学校関係
高等学校教育課 教科・定通指導グループ	052-954-6787	平日 午前8時45分～午後5時30分	高等学校関係
特別支援教育課 指導グループ	052-954-6798	平日 午前8時45分～午後5時30分	特別支援学校関係
保健体育課 振興・保健グループ	052-954-6793	平日 午前8時45分～午後5時30分	学校保健、運動部活動、給食関係

⑤ 感染が不安な方や健康に関する相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
診療・検査医療機関	https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/soudan.html#1		

受診・相談センター

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-21-1699	平日 午前9時～午後5時30分	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-37-3859		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-55-1699		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-400-2499		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-24-6999		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3342		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-1699		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-22-1699		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-54-1299		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-23-5999		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3177	豊川市、蒲郡市、田原市	

夜間・休日の受診相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
夜間・休日相談窓口	052-526-5887	平日夜間 午後5時30分～翌午前9時 土、日、祝日 24時間体制	

政令市・中核市にお住まいの方の相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
名古屋市保健所	050-3614-0741	毎日 24時間体制	名古屋市
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 24時間体制	豊橋市
岡崎市保健所	0564-23-5074	平日 午前9時～午後5時	岡崎市
	052-856-0318	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	
一宮市保健所	0586-52-3850	昼間(午前8時45分～午後5時)	一宮市
	052-856-0315	夜間(午後5時～翌午前8時45分)	
豊田市保健所	0565-34-6586	平日 午前9時～午後5時	豊田市
	050-3615-6946	平日夜間 午後5時～翌午前9時 (コールセンター) 土・日・祝日 24時間体制	

かかりつけの診療所・病院が開いていないとき

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
愛知県救急医療情報センター	052-263-1133	毎日、24時間体制	名古屋地域
	0532-63-1133		豊橋地域
	0564-21-1133		岡崎地域
	0586-72-1133		一宮地域
	0561-82-1133		瀬戸地域
	0569-28-1133		半田地域
	0568-81-1133		春日井地域
	0567-26-1133		津島地域
	0566-36-1133		刈谷地域
	0565-34-1133		豊田地域
	0563-54-1133		西尾地域
	0562-33-1133		尾張横須賀地域
	0536-22-1133		新城地域
	0536-62-1133		設楽地域
	0531-23-1133		田原地域

一般相談窓口

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容・所管区域等)
瀬戸保健所	0561-82-2196	平日 午前9時～午後5時	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、東郷町、長久手市
春日井保健所	0568-31-2188		春日井市、小牧市
江南保健所	0587-56-2157		犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町
清須保健所	052-401-2100		稲沢市、清須市、北名古屋、豊山町
津島保健所	0567-26-4137		津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
半田保健所	0569-21-3341		半田市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
知多保健所	0562-32-6211		常滑市、東海市、大府市、知多市
衣浦東部保健所	0566-21-4797		碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市、みよし市
西尾保健所	0563-56-5241		西尾市、幸田町
新城保健所	0536-22-2203		新城市、設楽町、東栄町、豊根村
豊川保健所	0533-86-3188	豊川市、蒲郡市、田原市	

政令市・中核市にお住まいの方の一般相談窓口

千種保健センター	052-753-1982	平日 午前8時45分～午後5時15分	
東保健センター	052-934-1218		
北保健センター	052-917-6552		
西保健センター	052-523-4618		
中村保健センター	052-481-2295		
中保健センター	052-265-2262		
昭和保健センター	052-735-3964		
瑞穂保健センター	052-837-3264		
熱田保健センター	052-683-9683		
中川保健センター	052-363-4463		
港保健センター	052-651-6537		
南保健センター	052-614-2814		
守山保健センター	052-796-4623		
緑保健センター	052-891-3623		
名東保健センター	052-778-3114		
天白保健センター	052-807-3917		
豊橋市保健所	0532-39-9119	毎日 午前9時～午後5時	
岡崎市保健所	0564-23-5074	毎日 午前9時～午後5時	
一宮市保健所	0586-52-3850	平日 午前8時30分～午後5時15分	
豊田市保健所	0565-34-6052	平日 午前9時～午後5時	

看護所による一般相談窓口(健康相談)

感染症対策局感染症対策課	052-954-6272	午前9時～午後5時30分 (土・日・祝日を含む毎日)	
--------------	--------------	-------------------------------	--

⑥ 相談窓口が分からない方への総合案内

名称	電話番号	受付時間	備考(取扱内容等)
愛知県県民相談・情報センター	052-962-5100	平日 午前9時～午後5時15分	
西三河県民相談室	0564-27-0800	平日 午前9時～午後5時15分	
東三河県民相談室	0532-52-7337	平日 午前9時～午後5時15分	

別 添

事業の継続が求められる事業者

以下、事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、全ての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。

3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。

- ① インフラ運営関係(電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等)
- ② 飲食料品供給関係(農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ③ 生活必需物資供給関係(家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等)
- ④ 宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係(百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等)
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係(配管工・電気技師等)
- ⑥ 生活必需サービス(ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等)
- ⑦ ごみ処理関係(廃棄物収集・運搬、処分等)
- ⑧ 冠婚葬祭業関係(火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等)
- ⑨ メディア(テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等)
- ⑩ 個人向けサービス(ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等)

4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス(銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等)
- ② 物流・運送サービス(鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等)
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持(航空機、潜水艦等)
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス(ビルメンテナンス、セキュリティ関係等)
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤(河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等)
- ⑥ 行政サービス等(警察、消防、その他行政サービス)
- ⑦ 育児サービス(保育所等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等)

5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの(高炉や半導体工場等)、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの(サプライチェーン上の重要物を含む。)を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和3年11月19日(令和4年1月25日変更)」から抜粋

愛知県新型コロナウイルス感染症

第6波の終息に向け

嚴重警戒

愛知県全域

実施期間 3月22日～
今回変更 4月28日～

「嚴重警戒」での感染防止対策 ①

県民	①外出の注意点	混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて
	②県をまたぐ移動の注意点	基本的な感染防止対策を徹底
事業者	③高齢者等への感染拡大の防止	高齢者・基礎疾患のある方に配慮
	④基本的な感染防止対策の徹底	感染しない、感染させない
	⑤飲食店等に対する協力要請	入場者の感染防止のための整理・誘導 手指の消毒設備の設置 入場者に対するマスク着用等の周知 等
	⑥業種別ガイドラインの遵守等	全ての施設で感染防止対策を自己点検
	⑦生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続	十分な感染防止対策を講じつつ、業務を継続
	⑧テレワークの推進等	テレワークやローテーション勤務の推進

「**嚴重警戒**」での**感染防止対策** ②

事業者	⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策	休憩室等での注意周知	
	⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定	事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合は早急に策定	
その他	⑪ イベントの開催制限等	感染防止安全計画策定イベント	収容定員まで
		その他のイベント	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	⑫ 大型連休における取組強化	移動先での感染リスクの高い行動は控える 大人数・長時間の飲食は避ける	
	⑬ 学校等での対応	感染リスクが高い学習活動の実施は慎重に再開を検討、部活動は感染防止対策を徹底	
	⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応	感染リスクが高い活動の回避、可能な範囲で一時的にマスク着用を奨める	
⑮ 高齢者施設等での対応	「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底		
県	○ワクチンの3回目接種の加速化	○あいスタ認証店の普及	

I. 県民の皆様へのお願い

① 外出の注意点

○**外出する場合は、混雑した場所や感染リスクが高い場所を避けて**

② 県をまたぐ移動の注意点

- 基本的な感染防止対策を徹底**
- 移動先での感染リスクの高い行動は控えて**

③ 高齢者等への感染拡大の防止

- **高齢者・基礎疾患**のある方に配慮
- **感染リスクの高い施設**を利用しない

④ 基本的な感染防止対策の徹底

- **感染しない・させない**
- **4人までを目安に黙食**を基本とし、**マスク会食**
- **あいスタ認証店**や**安全・安心宣言施設**を利用
- 「**三つの密**」は避けて



内閣官庁IP掲載イラストを加工

Ⅱ. 事業者の皆様へのごお願い

⑤ 飲食店等に対する協力要請

- **入場者**の**感染防止**のための**整理・誘導**
- **手指の消毒設備**の**設置**
- **入場者**に対する**マスク着用**等の**周知**
- **施設の換気** 等

⑥ 業種別ガイドラインの遵守等

- **業種別ガイドライン**の**遵守、徹底**
- **全ての施設**で、**感染防止対策**の**自己点検**

⑦ 生活・経済の安定確保に不可欠な業務の継続

○ 生活・経済の安定確保に不可欠な事業者

- ① 医療体制の維持 (病院・薬局等)
- ② 支援が必要な方々の保護の継続 (介護老人福祉施設等)
- ③ 国民の安定的な生活の確保 (インフラ・食料品供給関係等)
- ④ 社会の安定の維持 (金融・物流・警察・消防・託児所等)
- ⑤ その他 (学校等)

○ 欠勤者が多く発生する場合でも事業を継続

⑧ テレワークの推進等

○ 接触機会の低減に向け、**休暇取得の促進、テレワークの推進等**

⑨ 職場クラスターを防ぐ感染防止対策

○ **休憩室等の居場所の切替わり**に注意

⑩ 事業継続計画(BCP)の点検・策定

○ **事業継続計画(BCP)を点検し、未策定の場合**は**早急に策定**

Ⅲ. その他のお願い

⑪ イベントの開催制限等

内容	感染防止安全計画 策定イベント	収容率 100% かつ 人数上限 収容定員 まで
	その他のイベント	収容率 50% (大声あり)・ 100% (大声なし) かつ人数上限 5,000人 又は 収容定員 50% の いずれか大きい方
その他	○事業者は 適切 な感染防止対策、イベント前後の「 三つの密 」 回避 の方策を 徹底 ○イベント会場には 直行・直帰 ○参加者は 人との距離確保 等 自覚 を 持って感染防止対策 を 徹底	

⑫ 大型連休における取組強化

- 基本的な**感染防止対策**を**徹底**
- 移動先での**感染リスク**の**高い行動**は**控える**
- 必要に応じて**、出発前の**PCR等検査**の**受検**の検討
- 大人数・長時間**の**飲食**は**避ける**
- 感染防止対策**を**自己点検**、**業種別ガイドライン**の**遵守**
- 接種可能な皆様**は**ワクチン接種**の**検討**

⑬ 学校等での対応

- 健康観察・感染防止**を**徹底**し**教育活動継続**
- 感染症対策**を講じてもなお**感染リスク**が**高い学習活動**は、**地域の感染状況**に応じて、**慎重に再開**を検討
- 臨時休業**等で**登校できない**場合は、**可能な限りオンライン**による**学習支援**
- 部活動**など**集団行動**における**感染防止対策**の**徹底**

⑭ 保育所、認定こども園、幼稚園等での対応

- 社会的機能を維持するため**原則開所**、休園した保育所等の児童に対する**代替保育を確保**
- 感染リスクが高い活動**を避け、できるだけ**少人数に分割**するなど、**感染を広げない形での保育**
- 発熱等の症状**がある児童の**登園自粛の徹底**
- 大人数での行事の自粛**
- マスクの着用が無理なく可能と判断される児童**については、**可能な範囲で、一時的に、マスクの着用を奨めます**
- ただし、**2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応**
- 発熱等の症状**がある**職員の休暇取得の徹底**、**職員に対する早期のワクチン3回目接種の実施**

⑮ 高齢者施設等での対応

- レクリエーション時のマスク着用、送迎時の窓開けや、**発熱した従業者の休暇等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底**
- 面会者からの感染を防ぐため、**感染が拡大している地域では、オンラインによる面会の実施も含めて対応を検討**。**通所施設において、導線の分離など、感染対策をさらに徹底**

IV. 県の取組

- **感染不安を感じる無症状者等を対象に無料でPCR等検査を実施**
- **ワクチンの3回目接種を国、市町村、医療機関、医師会等関係団体、企業・大学等と緊密に連携し、希望者全てに円滑に推進**
- **3回目接種の接種間隔を6か月に前倒すとともに、大規模接種会場では、予約なし接種を実施**
- **小児接種の実施、副反応に関する相談体制の確保**
- **飲食店等の感染防止対策の向上を図るため、あいスタ認証制度の普及**



指標の推移

→まん延防止等重点措置（1月21日～）

日付	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	1320	1285	1277	1278	1239	1255	1260	1236	1184	1162	1136	1129	1158	1161	1123	1078	1058	1054	1017	997	1009	985	940	915	865	836	805	781
過去7日間平均	1289.0	1296.9	1299.4	1296.4	1288.0	1282.3	1273.4	1261.4	1247.0	1230.6	1210.3	1194.6	1180.7	1166.6	1150.4	1135.3	1120.1	1108.4	1092.4	1089.4	1047.7	1028.0	1008.3	988.1	961.1	935.3	907.9	875.3	
新規陽性者数	3677	4785	6041	4375	4187	5179	4344	3255	4635	5225	4808	4304	4230	3053	2198	4342	4638	2998	3101	3574	2547	1318	3513	3761	2786	2601	2408	2037	
(2) 新規陽性者数*	5736.3	5468.3	5389.7	5102.6	4786.6	4704.9	4655.4	4595.1	4573.7	4457.1	4519.0	4535.7	4400.1	4215.7	4064.7	4022.9	3939.0	3680.4	3508.6	3414.9	3342.6	3216.9	3098.4	2973.1	2942.9	2871.4	2704.9	2632.0	
<small>(参考項目)</small>																													
入院患者のうち重症者数*	50.4	51.4	52.3	52.7	53.6	53.9	53.7	53.9	53.9	53.4	53.3	52.1	51.0	49.1	47.4	46.3	44.9	43.1	40.7	39.1	38.1	37.3	36.9	35.9	35.3	35.6	35.6	35.3	
新規高齢者数**1, **3	575.7	545.0	531.3	488.9	450.6	428.7	417.0	395.0	384.7	354.3	358.4	358.3	347.6	331.9	323.6	311.0	299.4	269.0	242.4	221.4	205.4	186.4	172.7	160.0	151.1	139.3	130.7	125.7	
陽性率**2	51.2%	50.2%	54.1%	52.7%	50.3%	50.4%	50.8%	50.9%	51.7%	48.0%	50.0%	51.5%	50.9%	48.7%	47.8%	48.0%	47.7%	45.5%	44.4%	44.1%	43.6%	42.1%	41.3%	39.9%	40.2%	39.8%	38.1%	37.6%	

→嚴重警戒

→指標の変更

日付	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13	4/14	4/15	4/16	4/17	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
(1) 入院患者数	単日	813	783	718	648	629	575	582	551	545	511	487	482	479	491	495	442	421	418	413	410	423	427	430	440	453	475	484	484
過去7日間平均	850.7	828.3	800.1	769.1	739.6	706.7	675.4	638.0	604.0	574.4	551.4	530.4	516.7	506.6	498.6	483.9	471.0	461.1	451.3	441.4	431.7	422.0	420.3	423.0	428.0	436.9	447.4	456.1	
新規陽性者数	1082	940	3158	3224	2718	2595	2290	1084	2927	3277	2693	2689	2564	2088	1073	3128	3215	2783	2853	2725	2254	1198	3401	3430	2933	2531	2474	1854	
(2) 新規陽性者数*	2598.3	2230.7	2144.6	2207.1	2223.9	2250.6	2286.7	2287.0	2570.9	2587.9	2512.0	2507.9	2503.4	2474.6	2473.0	2501.7	2492.9	2505.7	2529.1	2552.1	2575.9	2593.7	2632.7	2663.4	2684.9	2638.9	2603.0	2545.9	
<small>(参考項目)</small>																													
入院患者のうち重症者数*	34.9	34.4	34.7	33.9	33.0	32.0	31.0	29.6	27.7	25.1	23.4	22.1	20.6	19.3	18.6	17.6	17.1	17.1	17.3	17.6	17.6	17.3	17.1	17.3	17.3	16.4	15.9	15.6	
新規高齢者数**1, **3	121.3	102.3	91.7	93.9	97.0	92.0	94.1	94.7	100.4	98.3	95.3	90.9	91.0	90.3	89.7	97.1	101.7	105.3	113.9	115.7	116.9	117.6	117.6	118.9	116.9	108.1	106.1	103.7	
陽性率**2	43.2%	37.3%	35.4%	36.0%	36.0%	35.9%	35.9%	32.4%	37.1%	38.7%	38.1%	38.8%	39.8%	40.0%	40.7%	41.5%	41.5%	42.0%	42.3%	42.3%	42.6%	41.8%	41.9%	41.6%	41.8%	40.7%	40.4%	39.7%	

日付	4/18	4/19	4/20	4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
(1) 入院患者数	単日	453	433	417	411	412	390	396	390	377	377
過去7日間平均	459.9	460.3	457.0	451.0	442.0	428.6	416.0	407.0	399.0	393.3	
新規陽性者数	786	2440	2638	2494	2366	2469	1990	986	2772	2642	
(2) 新規陽性者数*	2487.0	2349.7	2236.6	2173.9	2150.3	2149.6	2169.0	2197.6	2245.0	2245.6	
<small>(参考項目)</small>											
入院患者のうち重症者数*	15.7	15.6	15.1	14.9	15.0	15.0	15.0	14.3	13.9	13.6	
新規高齢者数**1, **3	102.9	93.4	86.7	89.3	88.6	89.6	92.1	94.1	101.4	102.3	
陽性率**2	39.6%	38.3%	37.3%								

指標（2022年4月1日時点から適用）

最大確保病床：2,540床
最大確保重症者用病床：230床

基準項目	注意(警戒)領域			危険領域		
	注意 (グリーン)	警戒 (イエロー)	嚴重警戒 (オレンジ)	危険 (レッド)		
県のレベル分類	レベル0・1A	レベル1B	レベル2	レベル3A	レベル3B	レベル4
(1) 入院患者数 (感染拡大時：単日) (感染縮小時：過去7日間平均)	238人未満	238人*	476人**	853人**	1,150人**	2,032人**
(2) 新規陽性者数 (過去7日間平均)	50人未満	50人	160人	530人	—	—
<small>参考項目</small>						
入院患者のうち重症者数* (過去7日間平均)	27人未満	27人**	55人**	86人**	109人**	184人**
新規陽性者数のうちの高齢者数 (70歳以上) (過去7日間平均)	7人未満	7人	22人	75人	—	—
陽性率(過去7日間) (陽性者数/検査者数**)	2.5%未満	2.5%	5.0%	10.0%	—	—

※1 人工呼吸器、ECMO検査者又はICU入室者 ※2 重症化の割合を数えた人数 ※3 稼働重症病床の20%
※4 稼働確保病床の40% ※5 稼働確保病床の50% ※6 稼働確保病床の60% ※7 稼働確保病床の80%

※1 直近過去7日間の平均 ※2 直近過去7日間 ※3 新規陽性者数のうちの高齢者数(70歳以上)



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

PCR等検査無料化事業に係る期間の延長について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症対策と日常生活の両立を図るため、健康上の理由等によりワクチンを接種できない方や感染不安を感じる無症状の方がPCR等検査を無料で受けられる「PCR等検査無料化事業」を実施しています。

感染不安を感じる方を対象とした「感染拡大傾向時の一般検査」については、2022年4月30日（土）までの期間において実施しているところですが、新規陽性者数は高止まりとなっていることを踏まえ、その期間を**2022年5月31日（火）**まで延長しますので、お知らせします。

なお、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」については、変更ありません。

検査の種類	対象者	対象検査	実施期間
感染拡大傾向時の一般検査	感染拡大傾向時に感染不安を感じる無症状の方（愛知県内在住。ワクチン接種済み・未接種を問いません）	PCR検査及び抗原定性検査	変更前 2022年4月30日（土）まで
			変更後 2022年5月31日（火）まで
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業	飲食、イベント、旅行・帰省等の活動の際の検査を希望する無症状の者のうち（愛知県内在住の有無は問いません。） ○ワクチン・検査パッケージ ・ワクチン3回目接種未了者 ○対象者全員検査 ・イベント等参加のため検査が必要となる者 ^{※1}	原則として抗原定性検査 ^{※2}	2022年6月30日（木）まで

※1 ただし、無症状のワクチン3回目接種完了者については、次の場合にのみ無料で検査を受けることができます。

- ・イベント等で対象者全員検査を求められている場合
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を伴う活動に際して検査結果を求められている場合

※2 ただし、次の者に限り、PCR検査を受けることができます。

- ・10歳未満の者
- ・高齢者・基礎疾患を有する者等との接触を予定している者



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

大型連休期間中における抗原定性検査無料検査所 (名古屋駅・金山駅・豊橋駅)の設置について

大型連休期間中は、外出する機会が増えることが見込まれ、県をまたぐ帰省や旅行などを予定されている方も、多数お見えになると思います。

こうした移動を通じた新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、出発前の陰性確認にご利用いただけるよう、下記のとおり**抗原定性検査を無料で受けることができる臨時の検査所を名古屋駅、金山駅及び豊橋駅に設置**いたします。特に、3回のワクチン接種を完了していない方は、この無料検査所を利用するなど陰性確認の実施について、よろしくお願いたします。

記

1 設置場所について

	名 称	設置期間	営業時間
名古屋駅※	木下グループ新型コロナ検査センター 名古屋駅臨時検査所	2022.4.29～5.5	10:00～ 20:00
金山駅	木下グループ新型コロナ検査センター 金山駅臨時検査所	2022.4.29～5.5	11:00～ 17:00
豊橋駅	木下グループ新型コロナ検査センター 豊橋駅臨時検査所	2022.4.29～5.5	10:00～ 20:00

※ 4月21日発表済み。

2 取材について

臨時無料検査所の撮影・取材に当たっては、以下に御留意ください。

(1) 名古屋駅

事前に施設管理者に申請する必要があるため、4月26日(火)午後7時までに、「愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室統計グループ」まで、社名、担当者、電話番号、メールアドレス、写真・映像使用目的(放送・掲載予定日時、番組・雑誌名)を電話でお知らせください。

なお、取材日は、施設管理の都合上、4月29日(金)に限らせていただきます。

(2) 金山駅

取材日の前日までに、公益財団法人名古屋まちづくり公社(電話:052-324-8577)まで御連絡ください。

(3) 豊橋駅

事前に施設管理者に申請する必要があるため、4月26日(火)午後7時までに、「愛知県感染症対策局感染症対策課医療体制整備室統計グループ」まで電話でお知らせください。

大型連休における発熱患者等への医療提供体制等について

愛知県では、大型連休期間中の休日及び祝日（4月29日（金・祝）、5月1日（日）及び3日（火・祝）から5日（木・祝）まで）について、愛知県医師会及び各地区医師会等の協力により、発熱患者等が診療・検査を受けられる体制を下記のとおり整えましたので、お知らせします。

記

1 大型連休の発熱患者等に対する医療提供体制

(1) 発熱患者等に対応する医療機関（詳細は別紙1のとおり）

- 休日夜間診療所等において、発熱患者等が診療・検査を受けることができます。
- 必ず事前に電話相談の上、医療機関の指示に従い受診してください。
- なお、緊急の場合は、第2次救急及び第3次救急の医療機関で対応します。

(2) 発熱患者等の電話相談窓口（詳細は別紙2のとおり）

- まずは、お住まいの地域の休日夜間診療所等に電話相談してください。
- 受診先に迷う場合は、受診・相談センター又は愛知県救急医療情報センターへ電話相談してください。

2 検査体制

- PCR検査については、県衛生研究所及び保健所設置市において実施するとともに、藤田医科大学及び愛知医科大学への業務委託を継続します。
- 一部の休日夜間診療所等では抗原検査等を実施します。

3 保健所の体制

担当職員が大型連休中も出勤し、業務に支障のない体制を確保します。

大型連休の医療提供体制(発熱患者等への対応)

2022年4月27日現在

広域2次 救急医療圏域	市町村名	1次救急		2次救急 (病院群輪番制)	3次救急 (救命救急センター)		
		休日夜間診療所	当番医制				
名古屋	名古屋市	○	—	○	○		
海部	津島市	○	—	○	○		
	愛西市	○	—				
	弥富市						
	あま市						
	大治町						
	蟹江町						
	飛島村						
尾張西北部	一宮市			○	—	○	○
	稲沢市	○	—				
	清須市	—	※				
	北名古屋市						
	豊山町						
尾張北部	犬山市	○	—	○	○		
	江南市	○	—				
	岩倉市	○	—				
	大口町	—	○				
	扶桑町	—	○				
春日井小牧	春日井市	○	—	○	○		
	小牧市	○	—				
尾張東部	瀬戸市	○	—	○	○		
	尾張旭市	○	—				
	豊明市	○	—				
	日進市	○	—				
	長久手市						
	東郷町						
東郷町							
知多	半田市	—	○	○	○		
	阿久比町	—	○				
	東浦町						
	南知多町						
	美浜町						
	武豊町						
	常滑市						
	大府市						
	知多市					○	—
	東海市					—	○
衣浦西尾	碧南市			○	—	○	○
	安城市	○	—				
	刈谷市	○	—				
	知立市	—	○				
	高浜市	○	—				
	西尾市	○	—				
岡崎額田	幸田町	○	○	○	○		
	岡崎市	○	○				
豊田加茂	豊田市	○	—	○	○		
	みよし市	○	—				
東三河平坦	豊橋市	○	—	○	○		
	豊川市	○	—				
	蒲郡市	○	—				
	田原市	—	○				
東三河山間	新城市	○	—	○	○		
	設楽町	—	—				
	東栄町						
	豊根村						

・必ず事前に電話相談の上、医療機関の指示に従い受診してください。受診先に迷う場合は、受診・相談センター又は愛知県救急医療情報センターへ電話相談してください。

・「○」は期間中の休日及び祝日(4/29、5/1、5/3～5/5)に診療・検査を行っています。ただし、日によって1次救急と2次救急においては対応できない場合があるので御留意ください。

・「—」は休日夜間診療所未設置 又は 当番医制未実施です。

・「※」について、清須市、北名古屋市及び豊山町では、当番医制はありませんが、診療・検査を行う医療機関があります。

発熱患者等の電話相談窓口

① 受診・相談センター

区 分	開設時間	電話番号
県保健所	24 時間体制（コールセンター）	052-526-5887
名古屋市	24 時間体制（コールセンター）	050-3614-0741
豊橋市	24 時間体制（コールセンター）	0532-39-9119
岡崎市	24 時間体制（コールセンター）	052-856-0318
一宮市	昼間：午前 8 時 45 分から午後 5 時	0586-52-3850
	夜間：午後 5 時から翌午前 8 時 45 分 （コールセンター）	052-856-0315
豊田市	24 時間体制（オンコール）	0565-31-1212

② 愛知県救急医療情報センター（開設時間：24 時間体制）

地域	市町村	電話番号
名古屋	名古屋市、東海市（上野局）、清須市、あま市、大治町	052-263-1133
豊 橋	豊橋市、豊川市、蒲郡市	0532-63-1133
岡 崎	岡崎市、幸田町	0564-21-1133
一 宮	一宮市、稲沢市、岩倉市、江南市、大口町、扶桑町	0586-72-1133
瀬 戸	瀬戸市、尾張旭市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町	0561-82-1133
半 田	半田市、常滑市、阿久比町、武豊町、美浜町、南知多町	0569-28-1133
春日井	春日井市、犬山市、小牧市、北名古屋市、豊山町	0568-81-1133
津 島	津島市、愛西市、弥富市、蟹江町、飛島村	0567-26-1133
刈 谷	刈谷市、知立市、安城市、高浜市、碧南市	0566-36-1133
豊 田	豊田市	0565-34-1133
西 尾	西尾市	0563-54-1133
尾張横須賀	東海市（上野局を除く）、大府市、知多市、豊明市、東浦町	0562-33-1133
新 城	新城市	0536-22-1133
設 楽	設楽町、東栄町、豊根村	0536-62-1133
田 原	田原市	0531-23-1133



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

ワクチン大規模集団接種会場における3回目接種の予約なし接種の実施について

愛知県が開設する大規模集団接種会場については、LINE アプリを活用した予約受付を実施しています。

開設以来、多くの皆様にご予約をいただき接種を実施していますが、3月以降、平日と日曜を中心に、LINEの予約枠に余裕が出ている状況となっています。

今後、現役世代へのワクチン接種が本格化してまいります。仕事が早く終わって予定外の時間ができた場合など、それぞれの都合に合わせて、気軽に接種を受けていただけるよう、6か所全ての会場において、下記のとおり、LINEの予約枠に加え、「予約なし接種」を実施いたします。

記

1 「予約なし接種」を実施する会場と実施日

会 場	実 施 日
名古屋空港ターミナルビル (西春日井郡豊山町)	2022年4月9日(土)から 毎日
藤田医科大学 (豊明市)	
愛知医科大学メディカルセンター (岡崎市)	
愛知県東三河総合庁舎 (豊橋市)	
J A愛知厚生連安城更生病院 (安城市)	2022年4月9日(土)から 毎週土曜・日曜
藤田医科大学岡崎医療センター (岡崎市)	2022年4月11日(月)から 月曜から木曜、及び日曜の週5日間

2 「予約なし接種」の受付時間

(1) 会場ごとの受付時間は以下のとおりです。

1・2回目接種実施のため、3回目の「予約なし接種」を受けることができない時間帯がありますので、ご注意ください。

(2) 注射器への充填等、事前にワクチンの準備をする必要がありますので、「予約なし接種」の方については、最終の受付時刻が、各会場の終了時刻 1 時間前となります。

(3) 受付時間等については、県のウェブページでもご案内しています。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/covid19-aichi/yoyakunashi-1.html>

会 場 名	受 付 時 間
名古屋空港ターミナルビル	【月曜から日曜】 午前9時から午後8時
藤田医科大学	【月曜から日曜】 正午から午後9時
愛知医科大学メディカルセンター	【月曜から木曜】 午後1時から午後7時
	【金曜】 午後2時から午後7時
	【土曜・日曜】 午前10時から午後6時
J A愛知厚生連安城更生病院 (土曜・日曜のみ)	【土曜】 午前9時から午後4時
	【日曜】 午前9時から午前11時
藤田医科大学岡崎医療センター (金曜・土曜なし)	【月曜・火曜・木曜】 正午から午後7時
	【水曜】 午後1時から午後7時
	【日曜】 午前9時から午後4時
愛知県東三河総合庁舎	【月曜から木曜】 午後4時から午後7時
	【金曜】 午後5時から午後7時
	【土曜】 午後4時から午後7時
	【日曜】 午前11時から午後2時

3 「予約なし接種」を受けていただける方

県内に在住、在学、在勤されている18歳以上の方となります。

※ 12歳以上17歳以下の方については、ファイザー社ワクチンのみ接種可能とされているため、モデルナ社ワクチンを使用する大規模集団接種会場では、接種を受けることができません。

4 その他

- (1) 必ず接種券・本人確認書類をお持ちください。(接種券・本人確認書類がない場合は、接種できません。)
- (2) 「予約なし接種」の対象は、18歳以上の方への3回目接種のみとなります。
大規模集団接種会場では、5歳から11歳を対象とした小児接種も実施していますが、小児接種については「予約なし接種」を行いません。
また、1・2回目の接種を受けられる方についても、実施する日時が決まっていますので、引き続き、予約が必要となります。
- (3) LINE 又は電話で事前に予約を取られた方の接種を優先しますので、当日の混雑状況によっては、お待ちいただく場合があります。

大規模集団接種会場における接種実績(4月26日(火)時点)

18歳以上の累計接種者数

(単位:人)

	名古屋空港ターミナルビル (豊山町)	藤田医科大学 (豊明市)	愛知医科大学メディカルセンター (岡崎市)	藤田医科大学岡崎医療センター (岡崎市)	JA愛知厚生連安城更生病院 (安城市)	愛知県東三河総合庁舎 (豊橋市)	小計
LINE・電話枠	58,249	28,765	16,628	28,728	7,730	9,658	149,758
予約なし	2,049	1,068	411	531	359	426	4,844
追加枠 (予約キャンセル)	11,577	27,897	1,813	2,893	492	2,783	47,455
追加枠 (高齢者施設等)	1,082	609	57	84	79	36	1,947
市町村職員等	910	1,158	35	87	68	907	3,165
企業枠	1,624	4,087	96	271	142	319	6,539
妊産婦等	417	221	67	112	118	56	991
計	75,908	63,805	19,107	32,706	8,988	14,185	214,699

大規模集団接種会場における接種実績(4月26日(火)時点)

5～11歳(小児)の累計接種者数

(単位:人)

	名古屋空港 ターミナルビル (豊山町)	藤田医科大学 (豊明市)	愛知医科大学 メディカル センター (岡崎市)	藤田医科大学 岡崎医療 センター (岡崎市)	小計
1回目	487	242	175	89	993
2回目	297	145	107	53	602
計	784	387	282	142	1,595

愛知県のワクチン接種の状況（3回目接種）
 （令和4年4月27日作成）

区分	3回目接種
接種回数（VRS登録実績） （4月26日時点）	3,735,697回 【前日比】 （+22,448回）
12歳以上人口 接種率 [母数:667万人]	56.01% （+0.34ポイント）
全人口 接種率 [母数:755.9万人]	49.42% （+0.30ポイント）

【年代別接種率】

（単位：％）

3回目 接種率	12～ 17歳	18～ 19歳	20代	30代	40代	50代	60～ 64歳	65歳以上
4月26日	4.80	25.75	30.37	32.87	43.08	64.02	77.33	88.14
4月25日	4.41	25.44	29.93	32.42	42.63	63.57	77.03	88.06
伸び率	0.39	0.31	0.44	0.45	0.45	0.45	0.30	0.08

【参 考】

大規模集団接種会場でのキャンセル枠 （4月26日時点）	60,097回
職域接種回数 （4月27日時点）	279,239回

※大規模集団接種会場でのキャンセル枠及び職域接種回数の接種実績には、VRS登録済みの件数も一部含まれる。

※大規模キャンセル枠+職域=339,336回

全人口比：4.49%（対象人口：7,558,802人）

12歳～64歳人口比：6.94%（対象人口：4,886,293人）

愛知県のワクチン接種の状況（小児接種）
（令和4年4月27日作成）

区分	1回目接種	2回目接種
接種回数（VRS登録実績） （4月26日時点）	【前日比】 51,332回（+710回）	【前日比】 34,182回（+997回）
うち大規模集団接種会場分 （4月26日時点）	993回（+20回）	602回（+0回）
5～11歳人口 接種率 〔母数：47.9万人〕	10.71%（+0.15ポイント）	7.13%（+0.21ポイント）



SDGsの「3すべての人に健康と福祉を」に資する取組です。

新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等の症状により 医療機関で治療を受けた方へ県独自に見舞金を支給します

愛知県では、接種開始当初から新型コロナウイルス感染症のまん延防止の切り札であるワクチン接種を強く推奨していることから、一人でも多くの方に安心してワクチン接種を受けていただけるよう、接種後に副反応（副反応疑いを含む。以下「副反応等」という。）を発症した方に対して、医療機関で治療を受けた際の医療費等の経済的負担の軽減を図るため、県独自の「新型コロナウイルスワクチン副反応等見舞金」を支給いたします。

記

1 名 称

「新型コロナウイルスワクチン副反応等見舞金」

2 支給対象者

2021年2月以降、新型コロナウイルスワクチンの接種を受けた愛知県民の方で、接種後副反応等の症状を発症し、医療機関で治療を受けた方

3 支 給 額

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種後の副反応等の治療に要した医療費（自己負担分）の2分の1に相当する額を支給します。
- ・ 支給額の積算根拠となる医療費（自己負担分）の額は、国への健康被害救済の申請額と一致することから、県への支給申請は、健康被害救済の申請と合わせて行っていただきます。
- ・ すでに、国に対して健康被害救済の申請を行っている場合（認定結果の有無は問いません。）でも、愛知県へ申請をしていただくことにより、「新型コロナウイルスワクチン副反応等見舞金」の支給が受けられます。

4 申請受付の開始時期

市町村及び、愛知県医師会・愛知県病院協会を通じて県内各医療機関へ制度の周知を行い、4月12日（火）から受付を開始します、
申請手続の詳細は、愛知県のウェブページでお知らせをいたします。

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/hukuhannoutoumimaikin.html>

5 その他

愛知県では、新型コロナワクチン接種後の副反応等について、下記の電話相談窓口を開設しています。

《愛知県新型コロナウイルス感染症健康相談窓口》

- ・ 毎日：午前9時から午後5時30分まで
052-954-6272
- ・ 平日：午後5時30分から翌午前9時まで
土・日・祝日：24時間対応
052-526-5887



「あいち旅 e マネーキャンペーン」及び「LOVE あいちキャンペーン」の実施について

愛知県では、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている観光関連事業者を支援するため、旅行代金等の割引分を電子マネー等で還元する「あいち旅 e マネーキャンペーン」及び、旅行業者の造成する旅行商品を割引して販売する「LOVE あいちキャンペーン」を実施しますので、お知らせします。

1 「あいち旅 e マネーキャンペーン」について

(1) 対象者

- ・愛知県にお住まいの方
- ・北陸信越・中部地域ブロックにお住まいの方（現在調整中）
（新潟、富山、石川、長野、福井、岐阜、静岡、三重）

(2) 対象となる旅行期間

2022年5月9日（月）から2022年5月31日（火）まで
（2022年6月1日（水）チェックアウト含む）

なお、「あいち旅 e マネーキャンペーン」サイトの開設以降に予約・購入した旅行に限ります。

ただし、北陸信越・中部地域ブロックにお住まいの方については、協議が整い次第、適用します。

(3) キャンペーンの内容

旅行終了後、県が委託する事務局から旅行者に、電子マネー等により旅行代金等の割引分を還元する。

種類	対象	還元額	主な条件
旅行ポイント (旅行・宿泊)	旅行業者で予約する 宿泊旅行商品	旅行又は宿泊代金の 1/2 (最大 5,000 円/1 人 1 回、 100 円未満切捨て)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内で宿泊 ・県内のみの旅行 ・代金下限額 4,001 円
	宿泊施設へ直接又は 宿泊予約サイト経由 で予約する宿泊		
地域ポイント (買物・飲食等)	土産物店や飲食店、 観光施設等の利用	利用額に応じ還元（最大 2,000 円/1 人 1 回、100 円 未満切捨て）	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の宿泊旅行期間 中の利用

※旅行前に「あいち旅 e マネーキャンペーン」サイトから事前登録していただく必要があります。

※国、地方公共団体等の実施する他の補助金との併用はできません。

2 「LOVEあいちキャンペーン」について

(1) 対象者

- ・愛知県にお住まいの方
- ・北陸信越・中部地域ブロックにお住まいの方（現在調整中）
（新潟、富山、石川、長野、福井、岐阜、静岡、三重）

(2) 対象となる旅行期間

2022年5月19日（木）から2022年5月31日（火）まで
（2022年6月1日（水）チェックアウト含む）

なお、5月19日以降に予約・購入した旅行に限ります。

ただし、北陸信越・中部地域ブロックにお住まいの方については、協議が整い次第、適用します。

(3) キャンペーンの内容

旅行業者が県からの補助金を受けて、割引後の旅行代金で旅行者に旅行商品を販売する。

種類	対象	割引額	主な条件
旅行	旅行業者で予約する 宿泊旅行商品、日帰り 旅行商品（団体）	旅行又は宿泊代金の1/2 （最大5,000円/1人1回、 1,000円未満切捨て）	・宿泊旅行又は8名以上の 団体日帰り旅行 ・県内のみの旅行

※国、地方公共団体等の実施する他の補助金との併用はできません。

3 両キャンペーン利用の条件について

- 両キャンペーンを利用する場合は、「ワクチン・検査パッケージ」が適用され、ワクチン3回接種済証明又はPCR検査等の検査結果通知書の提示が必要となります。
- 条件を満たさない場合は割引が受けられません。

4 その他

- キャンペーンの詳細については、後日改めて発表します。
- 感染状況によっては事業を停止する場合があります。